

委 託 契 約 約 款

第 1 章 委託業務の実施

(委託業務の実施)

- 第 1 条 乙は、委託業務を実施計画書に定めるところに従い、信義誠実の原則に則り、善良なる管理者の注意をもって実施しなければならない。
- 2 委託業務の実施中、事故その他委託業務の実施を妨げる重大な事由が発生した場合、乙は、発生した日から 7 日以内に、その旨を甲に通知するとともに、事故原因、委託業務への影響等を速やかに報告しなければならない。

(再委託)

- 第 2 条 乙は、委託業務をさらに第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、委託業務の一部について、再委託することを実施計画書に定め、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
- 2 乙は前項ただし書きにより委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再受託者」という。）の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙が委託契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

(権利義務の承継)

- 第 3 条 乙は、第三者に対して、委託契約により生じる権利を譲渡し、又は義務を承継させようとするときは、甲が別に定める様式による権利義務承継承認申請書 1 通（正 1 通）を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(委託業務の管理)

- 第 4 条 甲は、委託業務の実施状況を把握するために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。
- (1) 委託業務の進捗状況、実施方法等について、期限を定めて調査し、報告させること。
- (2) 甲の職員を委託業務の実施場所へ派遣し、委託業務の実施に立ち合わせること。
- 2 甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、乙と協議し、委託業務の実施に必要な指示を乙に行うことができるものとする。
- 3 前 2 項の規定は、委託業務の完了若しくは中止、又は委託契約が解除された後 5 年

間は、なおその効力を有するものとする。

(年度別実施計画書)

第5条 乙は、委託期間中、各事業年度が始まる前に、実施計画書に則り、甲が別に定める様式により、当該事業年度に実施する委託業務の目標、内容、実施体制、実施場所及び実施に要する経費の内訳等を定めた年度別実施計画書を甲に提出しなければならない。ただし、委託期間の開始日が属する事業年度の年度別実施計画書は、委託契約の締結後速やかに甲に提出しなければならない。

2 乙は、年度別実施計画書を変更したときは、変更後の年度別実施計画書を提出しなければならない。ただし、甲が提出を不要と認めた場合は、この限りではない。

(委託業務の実施に要する経費の支出)

第6条 乙は、委託業務の実施に要する経費を直接的な経費と間接的な経費及び再委託の経費に分けて、実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。ただし、実施計画書に記載された事業年度毎の経費の内訳について、次に掲げるIからIVの項目の相互間において流用することができる。この場合、流用額がIからIVの項目の合計金額の30%を超えるときは、甲が別に定める様式による経費流用報告書(正1通、副1通)を、各事業年度(終了事業年度(委託期間の終了日(第8条及び第35条から第37条までの規定により委託契約が解除されたときはその解除された日)が属する事業年度をいう。以下、同じ。)にあつては、委託期間)の終了日の1か月前までに(ただし、甲からの指示があつたときはこの限りではない。)甲に提出しなければならない。

直接的な経費

- I 物品費
- II 人件費・謝金
- III 旅費
- IV その他

間接的な経費

- V 一般管理費

再委託の経費

- VI 再委託費

(帳簿等の整理)

第7条 乙は、委託業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しておかなければならない。

2 乙は、委託業務の実施に要する経費を、甲が別に定める原価報告書作成要領に定め

る経費項目に従って、前項の帳簿に記載し、かつ、その支出内容を証明し、又は説明する書類を整理して保管しなければならない。

- 3 前項の帳簿及び書類（以下「帳簿等」という。）の保管期間は、作成した時から、終了事業年度の終了日の翌日から起算して5年間経過した日までとする。ただし、第19条に規定する取得財産に係る見積書、完成図書（建築工事、土木工事、電気工事及び機器の配置図を含む。）に関しては、当該財産の処分が完了する日までとする。
- 4 乙は、乙の責に帰すべき事由により前項に掲げる保管期間内に帳簿等を消失した場合であって甲が提示を求めたときは、これに代わる書類を提示し、当該書類に記載された支出内容について、正当な根拠を示して委託業務の実施に要する経費である旨を甲に証明しなければならない。

（評価等の実施）

第8条 甲は、研究開発の実施方法・研究開発計画の妥当性、研究開発成果・目標の達成状況等について、委託期間中に中間評価を行うことができる。

- 2 甲は、前項の評価結果に基づき、委託期間内においても、甲の判断により、本契約の解除又は変更等を行うことができる。
- 3 前項の契約変更の手続きについては、次条第2項から第5項までの規定を準用する。
- 4 甲は、委託期間終了後に、同期間内に実施した委託業務の内容、実用化等の計画・状況等について、事後評価、実用化等状況調査及び追跡評価を行うことができる。ただし、甲が必要であると認めるときは事後評価を終了事業年度に行うことができるものとする。
- 5 第1項及び第4項の評価等の結果は、甲が公表することができる。

第2章 変更手続

（契約変更）

第9条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、協議のうえ委託契約の内容を変更することができるものとする。

- (1) 委託期間の中途において、契約金額（年度別契約金額を除く）、委託期間又は実施計画書に定める委託業務の目標の変更を行う必要が生じたとき。
 - (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、委託契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、国の予算又は方針の変更等により委託契約の変更を行う必要が生じたときは、甲は、乙に通知後、委託契約の内容を変更することができるものとする。
 - 3 前1項の規定に基づき委託契約の内容を変更する場合は、乙は甲が別に定める様式

による委託契約変更申請書2通（正1通、副1通）を変更後の実施計画書と併せて速やかに甲に提出し、甲と変更契約を締結する。

- 4 乙は、第1項の各号のいずれにも該当しない場合において、実施計画書の内容について変更する必要が生じたとき（年度別契約金額の変更を伴うときを含む。）は、甲が別に定める実施計画変更申請書2通（正1通、副1通）を変更後の実施計画書と併せて、各事業年度（終了事業年度にあつては、当初の委託期間）の終了日の2か月前までに（ただし、甲からの指示があつたときはこの限りでない。）甲に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。ただし、乙の申し出により委託業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更であるとあらかじめ甲が認めた場合において、甲が別に定める様式による実施計画変更届出1通（正1通）に従い、乙により実施計画書の変更の届出がなされたときは、この限りではない。
- 5 前項の規定による承認又は届出があつたときは、当該承認又は届出の日に変更契約が締結されたものとみなす。

（代表者等の変更の通知）

第10条 甲又は乙は、その代表者又は住所を変更したときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

第3章 概算払・確定

（概算払）

- 第11条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施に要する経費の一部（上限を90%とする。）を乙に支払うこと（以下、「概算払」という。）ができる。
- 2 乙は、前項の規定により概算払を請求するときは、支払請求書に甲の指示する書類を添付するものとする。

（実績報告書等の提出）

- 第12条 乙は、委託業務が完了したときは完了の日（第8条及び第35条から第37条までの規定により委託契約が解除されたときは、その解除された日）の翌日から起算して30日以内、又は終了事業年度の終了日の翌日から起算して5日以内のいずれか早い日までに、甲が別に定める様式による委託業務実績報告書（以下「実績報告書」という。）1通（正1通）及びこれを電子ファイル化したものを甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、委託期間が事業年度を超える契約を締結した場合は、事業年度の終了日の翌日から起算して5日以内に、甲が別に定める様式により、当該事業年度に実施した委託業務に関する中間実績報告書1通（正1通）及びこれを電子ファイル化したものを

甲に提出しなければならない。

(検査及び報告の徴収)

第13条 甲は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容が委託契約に適合するものであるか否かについて速やかに検査を行うものとする。

2 甲は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。

(1) 委託業務の実施に要した経費の支出状況についての委託期間中の検査

(2) その他甲が必要と認めた検査

3 甲は、前2項の検査を行うにあたって、次の各号に掲げる事項について調査し、必要に応じ乙に対して参考とする報告及び資料の提出を求めることができる。

(1) 委託業務の内容と支出した経費との整合性

(2) 実施計画書と実績報告書の内容の整合性

(3) 機械装置等の建設状況又は製作状況等及びこれらの利用又は操作状況

(4) 帳簿等の内容

(5) その他甲が委託業務に関して必要と認める事項

4 甲は、第1項及び第2項の検査を乙の工場、研究施設その他の事業所（乙の再受託者の事業所を含む。以下同じ。）において行うことができる。

5 甲は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査場所、検査日時、検査職員その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。

6 乙は、前項の通知を受けたときは、甲が指定する検査確認書、月別費目発生額明細表、帳簿等の内容その他甲があらかじめ指定する書類を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。

7 甲は、必要があると認めるときは、甲の主務官庁である総務省の職員を立ち合わせることができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。

8 甲が検査できる期間は、検査対象になった時から終了事業年度の終了日の翌日から起算して5年間経過した日までとする。

(甲が支払うべき額の確定)

第14条 甲は、前条第1項の検査の結果、委託業務の実施に要した経費が委託契約の内容に適合すると認めたときは、委託業務の実施に要した経費の額（実施計画書に定める年度別の経費に限る。）と、契約金額のいずれか低い額を甲が支払う金額として確定し、乙に通知する。（以下、確定した甲が支払う金額を「確定額」という。）

2 前項の額の確定は、原価報告書作成要領による。

3 第7条第4項の規定に従い、乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に要する経費である旨を甲に証明できない経費並びに前条の規定による検査及び報告の要求に乙

が応じず、検査の実施が不可能又は著しく困難な経費は、乙が委託業務の実施に要した経費に含まれない。

(確定額の請求及び支払)

第15条 乙は、前条第1項の通知を受けた場合、甲が別に定める様式による請求書及び請求内訳書1通(正1通)を提出し確定額を請求するものとする。ただし、既に第11条に規定する概算払を受けているときは、確定額から当該概算払の額を控除した額を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に、請求書に記載された金額を乙に支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求書を受理した後、その内容の全部又は一部を不当と認めたときは、その理由を明示して当該請求書を乙に返付することができるものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から是正された請求書を甲が受理した日までの期間は、約定期間に算入しない。

(相殺)

第16条 乙が甲に支払うべき金銭債務があるときは、甲は、委託契約に基づき乙に支払うべき金額と当該債務の対当額について相殺することができる。

(支払遅延利息)

第17条 甲が、約定期間内に確定額を乙に支払わないときは、未払金額に対して約定期間満了の日の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、契約締結時において適用されている政府契約の支払遅延に対する遅延利息の年率を乗じて算出した金額を遅延利息として、乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しない。

(過払金等の返還)

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求により、既に概算払を受けた委託業務の実施に要する経費のうち過払部分(以下「過払金」という。)を甲に返還しなければならない。

- (1) 概算払の額が、第14条第1項に規定する確定額を超えるとき。
- (2) 概算払の額が、第38条第1項の規定により甲が負担すべき額を超えるとき。
- (3) 概算払の額が、第38条第2項の規定により甲の支払い義務の全部又は一部を免除した後の甲が負担すべき額を超えるとき。

(4) その他過払金のあるとき。

- 2 第13条第1項又は第2項の規定による検査の結果において、すでに支払いを受けた委託業務の実施に要した経費のうち過払部分（以下「確定後過払金」という。）が明らかになった場合には、乙は、甲の請求により、その確定後過払金を甲に返還しなければならない。なお、甲は、第7条第4項の規定に従い、乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に要する経費である旨を甲に証明できない経費並びに第13条の規定による検査及び報告の要求に乙が応じず、検査の実施が不可能又は著しく困難な経費を、確定後過払い金として請求することができる。
- 3 乙は、前各項の過払金又は確定後過払金を甲の指定する期日までに返還しないときは、未返還金額に対して指定期日の翌日から返還する日までの日数に応じ、契約締結時において適用されている政府契約の支払遅延に対する遅延利息の年率を乗じて計算した延滞金を付して返還しなければならない。

第4章 取得財産の管理等

（取得財産の管理）

- 第19条 乙が委託業務を実施するために購入又は製造した財産の所有権は、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって甲に帰属するものとし、同時に甲は、甲に帰属した財産（以下「取得財産」という。）を乙が使用することを認めるものとする。
- 2 乙は、取得財産を善良な管理者の注意をもって、乙が当該取得財産の検収又は竣工の検査をした日から甲の指示に基づき、甲又は甲が指定する相手先に引き渡す日まで管理する。
- 3 乙は、取得財産について他の財産と区別するために、甲が支給する表示票を貼付して管理しなければならない。
- 4 乙は、取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合には、この限りではない。
- 5 取得財産の管理に要する乙の経費のうち、委託業務の実施に要した経費と甲が認めた費用以外の費用及び委託期間終了後又は委託契約が解除された日以降の費用は、乙の負担とする。
- 6 乙は、取得財産について、甲が別に定める様式による取得財産管理台帳を作成し、その写しを別途、甲が指定する日までに甲に提出しなければならない。
- 7 乙は、甲の取得財産に係る公租公課の支払手続及び損害に対する保険の付保に必要な手続に関し、甲に協力するものとする。
- 8 第2項から第5項までの規定及び第7項の規定は、乙が委託業務の実施のため、その実施場所に設置して使用する財産であって甲が所有し、又は甲が第三者から借用しているものの管理について準用する。

9 乙は、本条に規定する取得財産に対し、抵当権、質権、譲渡担保権その他の担保物権を設定してはならない。

(取得財産等の弁償)

第20条 乙は、取得財産又は甲から貸与された財産を滅失又は毀損した場合は、当該取得財産又は甲から貸与された財産について、補修、部品の取替、製造等を行うことにより、甲に弁償するものとする。ただし、甲から特段の指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(瑕疵の修正)

第21条 甲は、委託期間の中途又は終了後のいずれの場合においても、委託契約に関する報告の内容が甲の承認した実施計画書と著しく異なると認めるときは、当該報告の内容のうち瑕疵のある部分について、乙の負担による修正を乙に対して請求することができる。

2 前項の請求は、各事業年度の成果報告書の提出日の翌日から1年以内に行わなければならない。ただし、隠れた瑕疵について請求できる期間は、その瑕疵を知り得た時から起算して1年とする。

第5章 成果の取扱・知的財産権

第1節 定義

(用語の定義)

第22条 本章において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発明 特許法（昭和34年法律第121号）第2条に規定する発明をいう。
- (2) 考案 実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条に規定する考案をいう。
- (3) 意匠 意匠法（昭和34年法律第125号）第2条に規定する意匠をいう。
- (4) 回路配置 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条に規定する回路配置をいう。
- (5) プログラム 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。
- (6) 著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物をいう。
- (7) 著作権 著作権法第17条第1項に規定する著作権（外国の法令に基づくこれに相当する権利を含む。）をいう。
- (8) 著作者人格権 著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権（外国の法令に

基づくこれに相当する権利を含む。)をいう。

- (9) 産業財産権 特許法に基づく特許権、実用新案法に基づく実用新案権、意匠法に基づく意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく回路配置利用権及び種苗法（平成10年法律第83号）に基づく育成者権（外国の法令に基づくこれらに相当する各権利を含む。）をいう。
- (10) 産業財産権を受ける権利 特許法に基づく特許を受ける権利、実用新案法に基づく実用新案登録を受ける権利、意匠法に基づく意匠登録を受ける権利及び半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく回路配置利用権の設定の登録を受ける権利（外国の法令に基づくこれらに相当する各権利を含む。）をいう。
- (11) 知的財産権 産業財産権、産業財産権を受ける権利及び著作権をいう。
- (12) ノウハウ 知的財産権の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものをいう。
- (13) 発明等 産業財産権及び著作権の対象となる発明、考案、意匠の創作、回路配置の創作、植物体の品種及びその育成並びに著作物の創作をいう。

第2節 成果の取扱

（成果報告書）

第23条 乙は、次の各号に掲げる成果に関する文書（甲が別に定める様式によるもので、電子ファイル化したものとする。）を、各事業年度の終了日（ただし、終了事業年度においては、委託業務の完了した日）の翌日から当該各号に定める期間以内に甲に提出しなければならない。

- (1) 研究開発成果概要書 5日
 - (2) 研究開発成果報告書（以下「成果報告書」という。） 2か月
- 2 成果報告書には、乙が委託業務を実施することにより得られた成果の詳細並びに成果の公表に係る情報、発明等及びその他の技術情報を漏れなく記載するものとする。
- 3 甲は、成果報告書に関して必要があると認めるときは、更に詳細な説明資料の提出を乙に求めることができるものとする。

（成果の発表又は公開）

第24条 乙は委託業務の結果得られた成果を適切に発表又は公開することとする。ただし、未出願又は未公開の産業財産権等、未公開論文及びノウハウに係るものについてはこの限りでない。

- 2 乙が委託業務の成果を発表又は公開するときは、特段の理由がある場合を除き、その内容が甲の委託業務の結果得られたものであることを明示しなければならない。
- 3 乙は第1項の発表又は公開したことを、別に定める様式による外部発表一覧表にて、

4 か月以内に甲に報告しなければならない。

- 4 前3項の適用期間は、委託期間の開始日から、終了事業年度の終了日の翌日から起算して5年間経過した日までとする。ただし、甲乙協議によりこの期間を延長又は短縮することができるものとする。

第3節 知的財産権

(内部規則の整備)

第25条 乙は、乙の役員又は臨時雇用者を含む従業員（以下これらを一括して「役職員」という。）が委託業務を実施した結果得た成果に係る産業財産権を受ける権利及び著作権を役職員から乙に帰属させる旨の契約を、委託契約の締結後速やかにその役職員と締結し、又はその旨を規定する内部規則を定めなければならない。ただし、乙が産業財産権を受ける権利及び著作権を役職員等から乙に帰属させる旨の契約を乙の役職員等と既に締結し、又はその旨を規定する内部規則を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りでない。

(守秘義務)

第26条 乙は、甲が秘密であることを示して乙に開示する情報については、委託期間中はもとより、委託業務が完了し若しくは中止され又は委託契約が解除された後においても、当該委託業務の完了日若しくは中止日又は委託契約の解除日の翌日から起算して原則として5年間、守秘義務を負うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- (6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報

(ノウハウの指定等)

第27条 甲は、成果報告書に記載すべき委託業務の成果に係るノウハウについて、乙からの申し出に基づき甲乙協議のうえ指定し、速やかに乙に通知するものとする。

- 2 甲及び乙は、次の各号に掲げる場合を除き、前項の規定により甲が指定したノウハウを当該指定の日から5年間秘匿し、自己の役職員に対しても“知る必要のある”者の範囲を超えてアクセスを認めてはならない。ただし、甲乙協議の上、秘匿期間を延

長又は短縮することができる。

- (1) 国に対し、輸出許可の取得のために守秘義務を付して開示する場合。
- (2) 委託業務を実施するため、又は自己の研究開発を行う目的のために、必要な第三者に対し、守秘義務を付して開示する場合。
- (3) 甲が国に対する責務を遂行するために、守秘義務を付して開示する場合。

(知的財産権の帰属)

第28条 乙が委託業務を実施した成果として発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は乙に帰属するものとする。

2 乙は、前項により乙に帰属するとした知的財産権（以下本条において「本知的財産権」という。）に関し、以下の各号について遵守しなければならない。

- (1) 委託業務に係る研究開発成果が得られた場合には、遅滞なく、甲にその旨を報告するものとする。
- (2) 総務大臣の要請に応じて、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で本知的財産権を利用する権利を甲又は国に許諾しなければならない。
- (3) 本知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、本知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、総務大臣の要請に応じて、甲が本知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、本知的財産権を利用する権利を第三者に許諾しなければならない。
- (4) 本知的財産権の移転、又は特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。ただし、合併又は分割により移転する場合、及び次のいずれかに該当する場合（以下「本知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合」という。）は、この限りではない。

イ 乙が株式会社であって、その子会社または親会社に本知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合

ロ 乙が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に規定する承認事業者もしくは認定事業者に本知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合

ハ 乙が技術研究組合であって、組合員に本知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合

3 甲は、乙が前項各号のいずれかに違反した場合であって、違反したことについて正当な理由がないと甲が認める場合、乙から本知的財産権を無償で譲り受けるものとする

る。

- 4 乙は、本知的財産権を第三者に移転又は実施許諾する場合は、前2項並びに第29条から第33条まで及び第50条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 5 乙は、本知的財産権を第三者に移転又は専用実施権等を許諾する場合には、合併もしくは分割により移転する場合及び本知的財産の活用に支障を及ぼすおそれがない場合を除き、甲が別に定める様式による知的財産権移転等承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 6 第1項の規定により乙に帰属するとした著作権について、乙は、甲に対し、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとし、第三者から著作権その他の権利の侵害等の主張があったときは、その責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、乙がその全責任を負う。ただし、乙が甲の指示に従った結果、著作権の侵害の主張があったときは、この限りではない。

(成果の利用行為)

- 第29条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託業務によって作成し甲に提出された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲において、甲が利用する権利及び甲が第三者に利用を許諾する権利を、許諾したものとする。
- 2 乙は、前項に規定する甲及び第三者による著作物の利用について、著作者人格権を行使しないものとする。また、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、乙は、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとらなければならない。

(出願)

- 第30条 乙は、第28条第1項の発明等について、速やかに産業財産権の出願をしなければならない。
- 2 乙は、委託業務の完了後に第28条第1項の発明等のあることが判明したときは、速やかに出願しなければならない。

(出願の通知)

- 第31条 乙は、前条第1項及び第2項の出願を行ったときは、甲が別に定める様式による産業財産権出願通知書1通(正1通)を、出願の日から90日以内に甲に提出するものとする。ただし、回路配置利用権の設定の登録は、次条の産業財産権出願後状況通知書によるものとする。
- 2 乙は、前項に係る国内の産業財産権の出願を行う場合は、記載例を参考にして出願書類に国等の委託研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。
特許出願の記載例(願書面「国等の委託研究の成果に係る記載事項」欄に記入)

「平成〇〇年度、独立行政法人情報通信研究機構「高度通信・放送研究開発委託研究／（研究開発課題名）」、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願」

- 3 乙は、前項に定める記載を怠ったことが判明し、かつ、甲の指導に従わないときは、当該産業財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。
- 4 乙は、外国に出願を行ったときは、第1項の産業財産権出願通知書1通（正1通）を、出願の日から120日以内に甲に提出するものとする。

（出願後の維持管理）

第32条 乙は、出願後の状況に変化があったときは、甲が別に定める様式による産業財産権出願後状況通知書1通（正1通）を、甲に提出するものとする。

（知的財産権の実施）

第33条 乙は、委託業務により生じた知的財産権を自ら実施したとき、又は第三者に知的財産権を実施許諾したときは、甲が別に定める様式による知的財産権実施届出書1通（正1通）を遅滞なく甲に提出するものとする。ただし、プログラムを除く著作権については、甲が求めた場合に限り、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を報告するものとする。

第6章 雑則

（通知の発効）

第34条 甲から乙、又は乙から甲に対する文書の通知は、通知を受信した日から効力を発するものとする。

（甲の解除権）

第35条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、乙が委託契約又は委託契約に基づく甲の指示に違反したとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。
- (3) 委託契約に係る委託業務の一部又は全部に関し、乙が他の公的資金を重複して受けていることが判明したとき。
- (4) 乙が委託契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

（乙の解除権）

第36条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 甲の責に帰すべき事由により甲が委託契約に違反し、その結果、委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったとき。
- (2) 委託業務の実施が不可能又は著しく困難になった正当な理由を乙が示して申請を行い、甲が承認したとき。

(不測の事態により委託業務の実施が不可能な場合の措置)

第37条 国の予算又は方針の重大な変更、その他委託契約締結の際予測することのできない事由であって、甲乙いずれの責にも帰すことのできないものにより委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったときは、甲乙協議して委託契約の全部又は一部を解除することができる。

(危険負担等)

第38条 第35条の規定によって委託契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了できないときは、甲はその解除により完了できない委託業務（以下「解除部分」という。）に係る経費の支払義務を免れるものとする。

- 2 第36条及び前条の規定によって委託契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了することができないときは、乙は当該部分についての履行義務を免れるものとし、甲は負担すべき額を乙と協議して定め、乙に支払う。

(不正行為に対する措置)

第39条 乙は、「独立行政法人情報通信研究機構における研究費不正防止計画」（平成21年10月30日）を踏まえ、事前に不正防止の措置を講じなければならない。

- 2 甲は、乙が委託業務の実施にあたり不正等の行為を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部監査を指示し、その結果を期限を定めて文書で甲に報告させることができる。
- 3 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正等の行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲が審査のために必要であると認めるときは、乙の研究施設及びその他の事業所に立ち入ることができる。
- 4 甲は、不正等の事実が確認できたときは、第13条第2項第2号に規定する検査を行うものとする。
- 5 甲が、前項の検査の結果、確定後過払金の返還を乙に求めるときは、当該確定過払に係る第14条の確定額又は第11条の概算払いした額を乙が受領した日から確定後過払金の納付日までの日数に応じ、確定後過払金に年5%の利息を付すことができる。

6 甲は、不正等の事実が確認できたときは、氏名及び不正等の内容を公表することができるものとする。

7 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができるものとする。

(研究活動における不正行為への対応)

第40条 乙は、「情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針 第2版」(平成19年3月総務省策定)の趣旨に則り不正に関して適切に対応しなければならない。

(公的研究費の不正な使用等への対応)

第41条 乙は、「情報通信分野に係る研究機関における公的研究費の管理・監査の指針」(平成19年3月総務省策定)の趣旨に則り不正な使用等の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めなければならない。

2 甲は、前項に掲げる乙の体制整備等の状況について、乙に対し報告させるとともに、不正な使用等の防止のために特に必要があると認めるときは現地調査を行うことができる。また、甲は、乙の体制整備等の状況について問題があると認める場合には、乙に対し必要な措置を講じるものとする。

(履行遅延金)

第42条 乙の責に帰すべき事由により実績報告書及び成果報告書をそれぞれの提出期日に遅延して提出したときは、乙は、それぞれの提出期日の翌日から履行の日までの日数に、対象となる事業年度の契約金額の千分の一を乗じた金額を、甲に支払わなければならない。

(違約金)

第43条 甲が第35条の規定により委託契約の全部又は一部を解除したときは、乙は違約金として、解除部分に対する契約金額の百分の十に相当する金額を甲に支払わなければならない。

2 乙が第36条第1号の規定により委託契約の全部又は一部を解除したときは、甲は違約金として解除部分に対する契約金額の百分の十に相当する金額を乙に支払わなければならない。

3 甲又は乙は、前2項の違約金を相手方の指定する支払期日までに支払わないときは、未払金額に対して支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、年5%の率を乗じて計算した延滞金を支払わなければならない。

第44条 乙が次号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の百分の十に相当する額を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。次号において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) この契約に関し、乙（法人にあつては、その役職員を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（賠償責任）

第45条 甲は、乙の委託業務の実施に起因して生じた乙の物的及び人的損害並びに第三者に与えた損害に対し、一切の損害賠償の責を負わない。ただし、乙が甲の指示に従った結果、損害が発生した場合は、この限りでない。

（変更契約地）

第46条 甲及び乙が第9条に基づき委託契約を変更する契約を締結するときは、東京都で行う。

（裁判管轄）

第47条 委託契約に関する訴は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄とする。

（諸手続の委任）

第48条 乙は委託契約に規定する届出、報告及び承認申請を、年度別実施計画書に定める実施責任者又はその上長に委任することができる。

- 2 前項に定める他、乙は、委託契約に規定する届出、報告を、乙の内部規定等に定められた知的財産部門の長に委任することができる。

（協力事項）

第49条 乙は、委託業務の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について甲に協力するものとする。第1号ないし第4号に係る経費は乙の負担とする。第5号及び第6号に係る経費は、甲の負担とする。

- (1) 技術上の成果に関する資料（成果報告書を除く。）の作成
- (2) 甲が主催する委員会等への出席及び委員会等に必要な資料の作成
- (3) 委託業務に係る国の予算に係る資料の作成及びヒアリングへの対応

- (4) 委託業務の評価等に係る資料の作成、実用化等状況調査への回答
- (5) 甲が開催する成果報告会における報告及びそれに伴う資料の作成
- (6) 委託業務の完了又は委託契約の解除時点において第19条第2項に基づき乙が管理している甲の取得財産に係る甲が別途定める様式による保管状況報告書の提出及び甲の当該取得財産の処分

(存続条項)

第50条 甲及び乙は、委託期間が終了した場合又は第8条、第35条、第36条若しくは第37条の規定に基づき委託契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

- (1) 各条項に期間が定めてある場合には、その期間効力を有するもの
第4条第3項、第7条第3項、第13条第8項、第21条第2項、第24条第4項、第26条及び第27条第2項
- (2) 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの
第3条、第12条、第14条から第20条まで、第23条、第28条から第33条まで、第38条、第39条、第42条から第45条まで、及び第47条
- (3) 委託期間の終了日の翌日から10年間（ただし、甲が必要と認めた場合5年を上限に延長することができる。）効力を有するもの
第8条第4項及び第49条（ただし第6号を除く。）

(その他定めのない事項等の取扱)

第51条 委託契約に定める事項について生じた疑義又は委託契約について定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとする。

附 則

- 1. この委託契約約款は、平成23年4月1日から施行する。